

梅香苑短期入所生活介護（予防）運営規程

第1条 社会福祉法人岳寿会が開設する梅香苑短期入所生活介護（以下、「事業所」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所は、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者に対し健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員によって、利用者の心身機能の維持並びに身体的、精神的負担の軽減を図るため、要支援状態にある高齢者に対し、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2・事業の実施に当たっては、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3・事業所は、利用者に対して、その者の要支援状態等の軽減、又は、悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況に応じて処遇を妥当適切に行うものとする。
- 4・指定介護予防短期入所生活介護の提供は、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して行うものとする。
- 5・事業所の従業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6・事業所は指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 7・事業所は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1、名 称 梅香苑短期入所生活介護
- 2、所在地 熊本県阿蘇郡高森町高森 3175 番地

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は14名とする。

(事業所の職種、員数及び職務内容) <指定短期入所生活介護事業所含む>

第6条 事業所の従事者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

1・管理者 1名

管理者は、事業所従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業者に、この規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

2・医師 1名

医師は、利用者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。

3・生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者又はその家族に対して相談援助等の生活指導を行う。

4・介護職員 29名以上

介護職員は、利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

5・看護職員 3名以上

看護職員は、利用者の健康状態に注意するとともに健康維持のため適切な措置をとる。

6・管理栄養士・栄養士 1名以上

管理栄養士及び栄養士は、献立作成・栄養量計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務を行う。

7・機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

8・介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を行う。

(指定介護予防短期入所生活介護の内容)

第7条 事業所が行う指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1、入浴の介助
- 2、排泄の介助
- 3、食事の提供及び介助
- 4、機能訓練
- 5、その他の日常生活上の世話、日常生活動作の介助
- 6、相談及び援助
- 7、健康管理及び療養上の世話
- 8、送迎の介助

(利用料等)

第8条 事業所が指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、法定代理受領分であるときは介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬告示上の額とする。

- 2・ 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

ただし、食費、居住費については、利用者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

(1) 食費	460円 (朝食)
	460円 (昼食)
	460円 (夕食)
(2) 居住費 (滞在費) 多床室	840円 (日額)

(3) 上記の他、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の実費。

- 3・ 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けるものとする。

(利用料の変更等)

第9条 事業者は、介護保険関連法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2・ 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、高森町とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 事業所は、介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際しては、予め利用者又はその家族に対し、運営規程の概要や従事者の勤務の体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 利用者が介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に留意する事項は次のとおりとする。

- 1・利用にあたり、動物、火器、危険物等のものは原則として持ち込むことはできない。
- 2・居室及び共有設備はその本来の用途に従って利用すること。
- 3・他の利用者や職員に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできない。
- 4・事業所内は、喫煙スペース以外での喫煙はできない。

(緊急時における対応方法)

第13条 介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第14条 事業所の管理者は、介護支援専門員に介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2・介護予防短期入所生活介護計画に関する業務を担当する介護支援専門員は計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3・介護支援専門員は、介護予防短期入所生活介護の目標及び内容、サービス提供をする上で留意すべき事項を記載した介護予防短期入所計画の原案を作成し、利用者や家族に対して説明し、同意を得るものとする。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は、利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行う事とし、必要な措置を講ずるものとする。

- 2・事業所は、利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して、非常災害対策を行うものとする。

- 2・防火管理者は、本事業所の管理者をもってあて、火元責任者には本事業所の従業者をもってあてる。
- 3・始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- 4・非常災害用の設備は常に有効に保持するよう努める。
- 5・防火管理者は、非常災害に備えるために定期的に従事者に対して防火教育、防火訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消化・避難・通報） 年3回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練 年2回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- 6・その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制を取る事とする。

(秘密保持)

第17条 事業所の従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

- 2・事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、授業者との雇用契約の内容とする。
- 3・事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、利用者の同意を予め文書により得ておくものとする。

(記録の整備)

第18条 事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2・事業所は、利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
 1. 介護予防短期入所生活介護計画
 2. 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 3. 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 4. 市町村への通知に係る記録
 5. 苦情の内容等の記録
 6. 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情の処理)

第19条 指定介護予防短期入所生活事業者は、その提供した介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2・指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3・指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 4・指定介護予防短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には前項の改善内容を市町村に報告することとする。
- 5・指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供した指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 6・指定介護予防短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(その他)

第20条 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は社会福祉法人岳寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、指定日から施行する。

改正 平成19年10月1日

改正 平成19年12月21日

改正 平成20年4月1日

改正 平成23年9月29日

改正 平成23年12月16日

改正 平成25年11月27日

改正 平成27年4月1日

改正 平成27年5月25日

(第8条第2項第2号の規定は平成27年4月1日適用とする)

改正 平成27年9月2日

(第8条第1項及び第2項第2号の規定は平成27年8月1日適用とする)